

# 返還延滞による督促及び法的措置の流れ

## 延滞の発生

○ 延滞金が賦課されます。

## 返還の督促

- 連帯保証人および保証人に対しても請求(人的保証に限る)します。
- 機構が委託した債権回収会社(サービサー)<sup>※1</sup>が電話による督促をします。
- 本人以外の連絡先に本人の住所等を照会します。(機関保証に限る。)

- 返還に応じない場合は、機構が委託した債権回収会社(サービサー)<sup>※1</sup>が、本人、連帯保証人および保証人に対し奨学金の回収を行います。
- 自宅・勤務先に訪問する場合があります。
- 返還開始後6か月経過時点で延滞3か月以上の場合、個人情報機関<sup>※2</sup>に本人の個人情報を提供します。

### 人的保証の場合

(連帯保証人・保証人を立てている場合)

#### 一括返還請求 (支払督促申立予告)

- 督促にもかかわらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利息(第二種奨学金に限る)および延滞金を請求します。  
(「期限の利益の喪失」)
- また、同時に支払督促申立の予告を行います。

#### 支払督促申立

- 民事訴訟法に基づき、裁判所に支払督促の申立をします。

#### 仮執行宣言付支払督促申立

- 支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立をします。

#### 強制執行

- 仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還に応じない場合は、強制執行の手続きを執り、給与や財産を差し押さえます。

### 機関保証の場合

(保証料を支払っている場合)

#### 機構からの一括返還請求

- 督促にもかかわらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利息(第二種奨学金に限る)および延滞金を請求します。  
(「期限の利益の喪失」)

#### 代位弁済請求

- 機構から保証機関(公財)日本国際教育支援協会)に対し、返還未済額の全額、利息(第二種奨学金に限る)および延滞金について請求を行います。

#### 保証機関からの請求・督促

- 代位弁済がなされた場合、(公財)日本国際教育支援協会から、代位弁済額の一括請求を行います。(求償権の行使)

#### 強制執行

- 返済に応じない場合は、(公財)日本国際教育支援協会が強制執行にいたるまでの法的措置を執り、給与や財産を差し押さえます。

裁判所を通じた法的措置※3

※1 債権回収会社とは、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

※2 個人情報機関とは、会員(銀行等)から消費者の個人情報(消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

※3 支払督促申立以降に生じた費用は、本人の負担になります。